

やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度実施要領

第1 目的

本要領は、農業分野において土壌に二酸化炭素を炭素として貯留しゼロカーボン社会の実現や地球温暖化の抑制に貢献する国際的な取組である「4パーミル・イニシアチブ」を行い農産物の生産を行っている圃場（以下「生産圃場」という。）、そこで生産される農産物及びその加工品（以下「農産物等」という。）、又は「4パーミル・イニシアチブ」の取り組みを推進する具体的な計画（以下「取組計画」という。）を山梨県（以下「県」という。）が認証する制度の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 認証区分

認証制度における認証区分は表1の区分とする。

表1 やまなし4パーミル・イニシアチブ認証区分

アチーブメント (Achievement) 【実績（成果）認証】	表2の取り組みにより、土壌への炭素貯留量の実績を算定し基準を満たすことができる圃場、又はその圃場で生産された農産物等（農産物およびその加工品）の認証
エフォート (Effort) 【取組（計画）認証】	4パーミル・イニシアチブを実施する具体的な取り組みについて目標を定め、土壌への炭素貯留量が確実に見込まれる計画の認証

第3 認証基準

- 1 県は、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度認証基準（以下「認証基準」という。）を定める。
- 2 認証基準は、学術的な裏付け及び学識経験者等の意見聴取など科学的根拠に基づき定める。
- 3 認証基準は、品目ごとに標準的な栽培管理や作型等を考慮して設定する。
- 4 認証基準に定める取り組み（以下、「認証項目」という。）は、土壌への炭素貯留効果が算定できる表2（果樹）、表3（野菜・作物(水稲は除く)）、表4（水稲）に掲げる取り組み、温室効果ガス(亜酸化窒素)発生抑制効果が算定できる表5（野菜・作物(水稲は除く)）に掲げる取り組み、温室効果ガス（メタン）発生抑制効果が算定できる表6（水稲）に掲げる取り組みとし、品目ごとの認証基準については、別に定める。

表2 土壌への炭素貯留効果が算定できる取り組み（果樹）

① 草生栽培による雑草など（以下「雑草等」という。）の投入
② 堆肥、土壌改良材等の有機物を含む資材の投入
③ 生産圃場内で発生する剪定枝等の作物残渣の投入
④ 生産圃場内で発生する剪定枝等の作物残渣を原料として製造したバイオ炭の投入
⑤ その他土壌への炭素貯留が確実に見込まれる取り組み

表3 土壌への炭素貯留効果が算定できる取り組み（野菜・作物(水稲は除く)）

① 緑肥の投入
② 堆肥、土壌改良材等の有機物を含む資材の投入
③ バイオ炭の投入
④ 生産圃場内で発生する作物残渣(イネ科、ダイズ)の投入
⑤ その他土壌への炭素貯留が確実に見込まれる取り組み

表4 土壌への炭素貯留効果が算定できる取り組み（水稲）

① 緑肥の投入
② 堆肥、土壌改良材等の有機物を含む資材の投入
③ 籾殻くん炭などのバイオ炭の投入
④ 稲わらの投入(秋鋤き込み)
⑤ その他土壌への炭素貯留が確実に見込まれる取り組み

表5 温室効果ガス(亜酸化窒素)発生抑制効果が算定できる取り組み(野菜・作物(水稲を除く))

① 局所施肥の実施
② 緩効性肥料の利用
③ マルチの利用
④ その他窒素施用量の削減の取り組み

表6 温室効果ガス（メタン）発生抑制効果が算定できる取り組み（水稲）

① 中干しの延長
② 稲わらの秋鋤き込み
③ その他メタン発生抑制が確実に見込まれる取り組み

5 県は、認証基準を定めたとき、又は、変更したときはこれを公表する。

第4 認証の申請要件

認証の申請ができる者（以下「生産者等」という。）は、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内で農産物を生産する個人、法人、農業者が組織する団体
- (2) 本認証制度に基づき生産された農産物を主原料とした加工品を製造する者
- (3) 県内の高等学校、大学その他学校法人のうち、授業に農場実習に関する教育を位置づけ、農産物の生産又は加工を行う教育機関
- (4) その他、県が認める者

第5 認証の申請

1 アチーブメント認証を受けようとする生産者等は、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産

物等認証制度アチーブメント認証申請書（第1-1号様式）及び取り組みが分かる書類（写真、購入伝票等）を申請書に添付し、在住地のある所轄の農務事務所に提出する。

- 2 エフォート認証を受けようとする生産者等は、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度エフォート認証申請書（第1-2号様式）を、在住地のある所轄の農務事務所に提出する。
- 3 1、2により提出を受けた農務事務所は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センターが提供する「土壌のCO₂吸収「見える化」サイト」（以下「見える化」サイト」という。）及び認証基準で土壌炭素貯留量を算出して認証基準値を満たしていることを確認し、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証報告書（第2号様式）及び審査資料（別紙）、「見える化」サイト入力資料、アチーブメント認証チェック表（別紙）を農業技術課に提出する。

第6 認証の決定

- 1 農業技術課は、第5の3により報告があった場合は、当該申請内容等について認証基準に基づき審査し、認証基準に適合すると認められる場合は、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証通知書（第3号様式）を送付する。
- 2 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した月の属する月末の間とする。
- 3 農業技術課は、申請内容が認証基準に適合しない場合、その理由を付し申請者に通知する。

第7 認証情報の公表

県は、認証制度の内容、認証基準、その他認証に係わる情報を県のホームページ等で公表するものとする。

第8 認証マークの使用

- 1 第6の1により認証を受けた生産圃場、農産物等及び取組計画の申請者（以下「認証取得者」）は、認証の有効期間内において県が策定した認証マークを農産物等に表示することができる。
- 2 認証マークの取扱い等については、やまなし4パーミル・イニシアチブ認証農産物等ロゴマーク使用規程に定める。

第9 アチーブメント認証の実績報告

- 1 アチーブメント認証を受けた認証取得者は、認証を受けた日から1年、2年、3年を経過する日までに、1年間の取り組み実績について、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度アチーブメント認証実績報告書（第4号様式）及び取り組みが分かる書類（写真、購入伝票等）を申請書に添付し、在住地のある所轄の農務事務所に提出する。ただし、認証を更新する場合は、3年目の報告について、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度アチーブメント認証（更新）申請書（第1-1号様式）に代えることができる。
- 2 前項により提出を受けた農務事務所は、「見える化」サイトで土壌炭素貯留量を算出して認証基準値を満たしていることを確認し、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制

度アチーブメント認証実績報告書（第5号様式）及び審査資料（別紙）、「見える化」サイト入力資料、アチーブメント認証チェック表（別紙）を農業技術課に提出する。

第10 エフォート認証の実績報告

- 1 エフォート認証を受けた認定取得者は、認証を受けた日から3年が経過する日までに3年間の取り組み実績について、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度エフォート認証実績報告書（第6号様式）を在住地のある所轄の農務事務所に提出する。ただし、認証を更新する場合は、報告についてやまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度エフォート認証（更新）申請書（第1-2号様式）に代えることができる。
- 2 前項により提出を受けた農務事務所はその内容から認証基準より算出して認証基準値を満たしていることを確認し、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度エフォート認証実績報告書（第7号様式）を農業技術課に提出する。

第11 認証の変更

認証所得者は、認証を受けた事項を変更する必要があるときは、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度（アチーブメント、エフォート）認証（変更）申請書（第1-1、第1-2号様式）により、すみやかに県に届け出なければならない。ただし、次の事項については、変更することができない。

- (1) 認証基準を満たすことができなくなる変更
- (2) その他県が不相当と認める変更

第12 認証の更新

- 1 認証取得者が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間の終了する1か月前までに、やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等認証制度（アチーブメント、エフォート）認証（更新）申請書（第1-1、第1-2号様式）を在住地のある所轄の農務事務所に提出する。申請を受けた農務事務所の審査、認定の手順については、第5に定める事項を準用する。
- 2 更新後の認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した月の属する月末の間とする。

第13 認証及び登録の取消し

県は、次に該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証取得者の取り組みが認証基準等に適合していないことなどの不適切な事実が確認され、かつ是正に従わない場合
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 認証取得者が認証マークを不正に使用した場合
- (4) その他認証取得者が信頼性を著しく損なう行為をした場合
- (5) 認証取得者から認証取り下げの申し出があった場合

第14 認証取得者の遵守事項

認証取得者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証取得者が取組内容または計画を中止したとき又は中止しようとするときは、直ちに知事に届け出る。
- (2) 農産物等の生産、出荷、販売については、第17に定める事項のほか、認定取得者が責任を持ってこれにあたる。

第15 調査等

- 1 県は、必要があると認めるときは、関係職員に認証取得者の事務所及び生産場所を調査し、認証取得者に報告を行わせることができる。
- 2 認証取得者は特段の理由がない限り、当該調査等に必要な協力を行うものとする。
- 3 調査等の結果、認証取得者が認証基準に定める方法により生産が行われていないこと等を確認したときは、県は是正を命じ改善の報告を求めることができる。
- 4 認証取得者は、特段の理由がない限り調査等を拒むことができない。

第16 書類等の整備及び保管

認証取得者は、別に定めるところにより、認証を受けた取組に関する書類等を整備し、認証を受けた期日から5年間保管し、県から求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。

第17 農産物等の品質に関する責任等

- 1 本要領により認証を受けて生産・販売した生産物等（以下「生産物等」という。）の品質に関する責任は、認証取得者がその責任を負うものとする。
- 2 認定取得者は、品質等に関する問題が発生した場合、責任をもってその対応に当たるものとする。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は農政部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月7日から施行する。

この要領は、令和4年11月14日から施行する。

この要領は、令和8年2月13日から施行する。